

年金のはなし

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう



平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによつて督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金窓口へご相談ください。
※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除制度

保険料が納め忘れの状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所(0166-27-1611)または保健福祉課戸籍担当までご相談ください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

児童手当の手続きはお早めに

現況届は
6月末までです！

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。

なお、現況届の用紙は、5月中に対象者へ郵送しています。

児童手当とは

1 目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

2 支給対象

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

3 支給額

- | | |
|------------------------|---------|
| ① 0～3歳未満(一律) | 15,000円 |
| ② 3歳～小学校修了前まで(第1子、第2子) | 10,000円 |
| ③ 3歳～小学校修了前まで(第3子以降) | 15,000円 |
| ④ 中学生(一律) | 10,000円 |

4 所得制限

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5,000円となります。

5 支給時期

毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで(4か月分)が支払われます。



■お問い合わせ 保健福祉課戸籍担当 電話56-2123



春の火災予防運動を実施～火の元に注意しましょう～

4月20日から30日までの間、「消しましょう その火その時 その場所で」の全国統一標語のもと、全国各地で火災予防運動が展開される中、占冠支署では、防火パレードを行いました。防火パレードでは占冠支署職員・団員・女性防火クラブの計10名で村内を消防車で巡回し火災予防を呼びかけました。

この運動では、空気が乾燥し、暖房機器の使用により火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災を防止し、高齢者等を中心とする村民全体の火災による死者を防ぐとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。



救急出場状況 (4月分)		
交通事故	2件	(1人)
一般負傷	1件	(1人)
急病	8件	(7人)
転院搬送	1件	(1人)
医師搬送	1件	(0人)
4月計	13件	(10人)
累計	90件	(89人)
※ ()内は搬送人員		

■火の用心7つのポイント

- ①寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ②子どもにはマッチ・ライターで遊ばせない。
- ③風の強い時はたき火をしない。
- ④天ぷらを揚げる時はその場を離れない。
- ⑤家の周りに燃えやすいものを置かない
- ⑥電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない
- ⑦ストーブには燃えやすいものを近づけない。

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

バイク・自転車利用者もお互いに安全運転を心がけて！

■ぶつけても、ぶつけられてもバイクは車より大きな被害をうけます

【自動二輪車・原付自転車のウィークポイント】

- ①見落とされやすい
車体が小さく、見落とされやすいので、カラフルな服装、ライト点灯などで、目立つ工夫をしましょう。
- ②左右の確認が苦手
直前の路面が気になることから、前方のヨコ方向への注意力が散漫になりがちです。

- ③転倒しやすい
二輪のため転倒しやすく、体が露出しているので被害が大きくなりがちです。

■ドライバーも自転車利用者も、自転車の持つ危険性を再認識し、事故防止に努めましょう

【自転車のウィークポイント】

- ①ふらつきやすく転倒しやすい
自転車は発進時にふらついたり、少しの段差や路面の凹凸でもバランスを崩し、転倒することがあります。
- ②視界が狭く、周囲の状況が見えづらい

交通安全
SAFTY DRIVE



③車からは見落とされやすい
自転車は車体が小さいため、ドライバーからは発見されにくく、見落とされやすい存在です。また、自転車に気づいたとしても、小さく見えることから、「自転車はまだ遠くにいる」と思い込みがちです。

④歩行者と同じと考えている自転車利用者が多い
自転車は車両であるという意識が薄い、あるいはそうとは知らずに乗っている人が多いようです。そのため、歩行者と同じように行動し、一時停止無視や安全確認不十分、右側通行等の法令違反が多く見られます。

ドライバーは自転車者が交通ルールをきちんと守るとは限らないことを予測して運転しなければ、重大事故に繋がる危険性があります。